

認可保育所・小規模保育所への移行を 目指す認可外保育施設の設置者の皆様へ

.....

認可保育所等への移行に向けて

認可保育所、小規模保育事業所への移行をお考えの川口市内で認可外保育施設を運営中の事業者さま、認可化移行のご相談は子ども総務課へご連絡ください。

【STEP 1】 計画を作成しましょう！

【STEP 2】 課題を解決しましょう！

【STEP 3】 基準を満たす運営をしましょう！

【STEP 1】計画を作成しましょう！

①自らの施設が、認可保育所等へ移行するに
当たって支障になっている課題を把握しましょう

<考えられる課題>

人材確保

- ・保育士資格を有している職員数が足りない
- ・調理員を置いていない
- ・嘱託医がいない

施設・整備

- ・乳児室、ほふく室、保育室の面積基準を満たさない
- ・調理室がない
- ・児童用便所がない

②課題を基に、認可保育所等へ移行するための
計画を作成しましょう

<計画の例>

- ・施設・設備面での課題解決
⇒施設・設備の改修計画
- ・保育人材の確保
⇒職員の保育士取得促進
職員の新規雇用促進
- ・保育内容の向上と適切な施設運営
⇒移行に必要な保育内容や施設運営等の計画

【STEP 2】課題を解決しましょう！

①認可保育所、小規模保育事業所の運営には認可基準を上回る保育士数が必要です！

川口市の小規模保育事業所(A型)認可基準の場合

- ・0歳児 3人につき 保育士 1人
- ・1歳児 5人につき 保育士 1人
- ・2歳児 6人につき 保育士 1人

保育士確保のために

- ⇒通信制等の指定保育士養成施設を卒業することによる、保育士資格の取得促進
- ⇒保育人材センター等活用による新たな保育士の確保
- ⇒埼玉県保育士試験受験手数料補助の活用

②認可保育所、小規模保育事業所の施設・設備基準を満たしましょう！

川口市の小規模保育事業所認可基準

- ・0・1歳児 1人につき 乳児室、または、ほふく室 3.3m²
- ・2歳児 1人につき保育室、または、遊戯室 1.98m²
- ・調理設備、便所、屋外遊戯場(満2歳児以上児1人につき3.3m²)

施設・設備基準遵守のために

- ⇒認可保育所等の新設や既存施設の改修
- ⇒移転、施設・設備の改修

【STEP 3】 基準を満たす運営をしましょう！

認可保育所等への移行に向けて、認可基準を満たした「安心、安全な保育の実施」をします
※安心、安全な保育ができる環境の整備、
職員の資質向上に取り組みましょう

<取組例1>

事故防止、防犯対策の取組を行うことで、安心、安全な保育を実施します

<取組例2>

保育所経営者・管理者向けセミナー等の受講、保育士の資質向上研修等への参加により、資質面から安心、安全な保育を実施します

認可保育所、小規模保育事業へ
移行の可能性

<メリット1>

認可保育所等の運営に係る費用(人件費・物件費)を受けることができます

<メリット2>

認可基準を満たしたより安全、安心な保育施設の中で、より安全、安心な人員により保育を提供することができます